



子育て関連の記事には
ダイトンが付いているよ!

園総務課 ☎ 870・0415

水銀使用廃製品の 臨時回収

ご家庭から排出される水銀使用廃製品の臨時回収を「だいとうクリーンウォーク&環境フェア2019」(29ページに関連記事あり)の会場で実施します。通常回収は、市内6か所の回収ボックスで行っています。水銀による健康被害や環境汚染の防止にご協力ください。

■6月2日(日)午前10時～午後2時(小雨決行) 函東諸福公園 函蛍光管、乾電池、水銀温度計、水銀体温計、水銀血圧計
園環境課 ☎ 870・9265

軽自動車税の減免申請 は5月中旬

身体障害者・精神障害者などの人が所有する車両の軽自動車税は、一定の要件を満たす場合、申請により減免される場合があります。

●申請期限 5月31日(金) 函手帳交付日が平成31年4月1日以前である障害者が、自ら所有・使用しているか、障害者と生計を一にしている人が障害者のために使用する軽自動車など(障害区分などにより減免の対象にならない場合もあります)。1人の障害者につき1台まで 函申請に必要なものなど

についてはお問い合わせください。昨年度減免された人も毎年申請が必要ですが、要件の変更がない場合は郵送での申請も受け付けています
園課税課 ☎ 870・9646



就学援助受給申請の 受付

経済的な理由により市立小・中学校への就学が妨げられないよう、学習に必要な費用の一部を援助します。前年度に受給された人も、希望する場合は新たに申請が必要です。

●受付期間・申請書配布 5月16日～31日の月・金曜日、19日(日)午前9時～午後5時30分(17日、23日、28日は午後8時まで) 函学校管理課(市民会館5階)
※期間内に申請があれば認定月を4月とし、6月以降は提出月となります(受付は6月以降も実施)

函次のいずれかに該当する人①生活保護を受けている人(生活保護受給期間中は申請不要。ただし、平成31年4月1日以降に生活保護を受給していない期間がある場合は申請要) ②今年度または前年度に生活保護が停止または廃止された人③児童扶養手当を受給している人④平成30年中の所得が認定基準以下の人(平成30年中の所得の確定申告または平成31年度の住民税の申告を済ませておいてください)

※特別な事情(入院や会社都合による退職、世帯員の中に身体障害者手帳などが交付されている人がいる)がある場合は別途相談
函印鑑、預貯金通帳、その他(②③に該当する人。市ホームページをご覧ください) 函園学校管理課 ☎ 870・9642

大東市景観計画の 説明会

市はこれまで、府の景観計画に基づき景観形成を図ってきましたが、4月1日に、景観法に基づく景観行政団体となりました。今後は、市独自の景観計画と景観条例などについて施行・運用を開始する予定です。

この施行・運用開始に向けて、市民の皆さんに広く内容を周知するため、説明会を実施します。

■5月29日(水)午後2時30分～31日(金)午後7時(各回1時間程度) 函市民会館
函景観形成の方向性を示す「景観づくりの基本方針」、景観計画、施行、運用に向けたスケジュールなど
函住宅都市政策課 ☎ 870・9658

改元に伴う文書などの 取り扱い

市から発送する文書などに記載の日付は、従来から原則として元号を使用しています。元号を改める政令が、4月1日に公布され、5月1日からは新元号となります。

5月1日以降に市から発送する文書などに記載の日付は、原則として新元号を使用します。ただし、5月1日以前以降に発送したもので、新元号の記載が間に合わないものについては、「平成」で表記しているものもあります。

「平成」で表記したこれらの文書なども、法律上の効果は変わることはありません。例えば、「平成31年6月」の場合は「令和元年6月」、「平成33年8月」の場合は「令和3年8月」と、新元号に読み替えていただきますようお願いとご協力をお願いします。



面積要件引き下げに伴う 生産緑地地区の 追加指定受付

市では、生産緑地地区の面積要件を500㎡以上から300㎡以上へと引き下げました。生産緑地地区は、市街化区域内で適正に管理されている良好な農地のうち、生産緑地法で定められた面積要件などを満たしたものを指定しています。

つきましては、次のとおり追加申請の受け付けを行います。

- 生産緑地地区の指定を受けること**
- ・農地に係る固定資産税、都市計画税は、市街化調整区域の農地と同じく農地評価および農地課税となります
 - ・相続税および贈与税に対して、納税猶予の制度を適用することができません
 - ・原則30年間の農地などとして適正な管理・保全義務が生じます
 - ・建築物の新築、改築、増築や宅地の造成などの行為は原則制限されます
- 5月7日(火)～7月31日(水) ●指定の流れ
- ①指定に係る受付締切(7月末)
 - ②審査および現地調査(8月～9月)
 - ③府との協議(9月～10月)
 - ④都市計画審議会での審議(都市計画の手続き)(11月～12月)
 - ⑤生産緑地地区の指定および決定通知の送付(12月～1月)
- 指定の要件
- ①1団の農地で面積が300㎡以上の規模であること。合理的な土地利用に支障がない農地、農業の継続が可能である

農地。土地に関する権利を有する者全員の同意がある農地
 圏住宅都市政策課 ☎870・9658

後期高齢者医療制度の お知らせ

平成31年度保険料について

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。

平成31年度は、昨年と同じく均等割額5万1491円、所得割率9・90%により保険料を算定します。

平成31年度の保険料の算定方法 (大阪府)

年間の保険料 (限度額62万円)
均等割額 被保険者1人当たり51,491円
+
所得割額 賦課のもととなる所得金額(*) ×所得割率9.90%

*所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は、前年の総所得金額および山林所得金額並びにほかの所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)

※保険料の軽減が受けられる場合がありますが、被保険者から申請をいただく必要はありません。ただし、所得情報がない場合は市への簡易申告

などが必要です

・保険料のお知らせと納め方

平成31年度の保険料額は、今年度の市民税の賦課決定に基づいて、7月に本算定を行い決定します。

(1) 普通徴収(納付書・口座振替でお支払い)の人

仮算定の段階では保険料の普通徴収は行いません。7月の本算定後に通知します。

(2) 特別徴収(年金からのお支払い)の人

仮徴収(平成30年中の所得が確定するまでの仮納付:4・6・8月)

①平成31年2月に保険料を特別徴収(年金天引き)で支払われた人

2月の納付分と同額を仮徴収額としてお支払いいただけます。

※6月・8月分は、4月分と同額が適当でないと市町村が判断したときは、納付額が変更されることがあります

②平成31年4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人

平成30年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。対象者には、4月上旬に保険料特別徴収開始通知書を送付しますのでご確認ください。

・本算定後の特別徴収

決定した保険料額は「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で、7月中旬に被保険者全員に通知します。10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる人は、10・12・2月の年金受給時に、平成30年中の所得に基づいて計算

された年間保険料から仮徴収などにより既に納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

圏府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06・4790・2028、市保険年金課 ☎870・9629

市税など納期限のお知らせ

お忘れのないよう期限までにお納めください。口座振替をご利用の人は預金の残高確認をお願いいたします。期限までに納付が困難な人は事前にご相談ください。

●対象となる税

- 軽自動車税、固定資産税(第1期)、自動車税(府税)
- 対象となる料
- 介護保険料(第2期)

||5月31日(金)

圏軽自動車税、固定資産税・都市計画税は納税課 ☎870・0421
 自動車税は自動車税コールセンター ☎0570・020156
 (PHS・IP電話などつながらない場合は ☎06・6776・7021)、介護保険料は保険収納課 ☎870・9619

優秀賞
ダイトンオリジナルグッズセット

#ダイトウスタイル
#daitocameraclub



raffine.vivaさん



plaisir_amさん



usagi_copyさん

**インスタグラム
大東市フォトコンテストの
結果発表！ 第2弾！**
1月から開催した「大東市フォトコンテスト」では、最優秀作品3点、優秀作品5点を決定しました。「だいとう」4月号で紹介した5点に加え、優秀作品3点を紹介します。入賞された皆さん、おめでとうございます！

春の全国交通安全運動

5月11日(土)～20日(月)

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

全国重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

大阪重点

- 二輪車の交通事故防止

スローガン

- 歩行者を 守る気づかい 思いやり
- 自転車と いつも一緒 ヘルメット
- チャイルドシート ちいさなVIPの 指定席
- 大丈夫？ 昨日のお酒も 気を付けて
- 慌てるな 無理なすり抜け 事故のもと

春の地域安全運動

5月21日(火)～30日(木)

大阪府警が中心となり「みんなで力をあわせて安全・安心まちづくり」をメインスローガンに春の地域安全運動を実施します。運動にあわせて、次の行事を行います。

春の地域安全運動市民大会

時5月20日(月)午後1時30分 所四條畷市市民総合センター
内①タレント・小塚舞子さんの一日署長②防犯講演会③府警本部生活安全指導班による啓発劇

運動にあわせて、次の行事を行います。

早朝街頭キャンペーン

時5月10日(金)午前7時45分～8時15分 所JR住道駅前デッキ 内啓発物品の配布、大阪産業大学・高校チアリーディングチームによる演技ほか

トラック事故防止キャンペーン

時5月12日(日)午前11時～午後1時 所JR住道駅前デッキ 内トラックの乗車体験と白バイ・ミニパトの展示

高齢者安全運転セミナー

時5月14日(火)午後2時～3時 所阪奈自動車教習所 内ペダルの踏み間違いによる衝突を防止できるセーフティ・サポートカーの体験など 内30人 内閩阪奈自動車教習所・松本 ☎0120・807・025

通学路交通安全指導・車の通行時間規制

時5月15日(水)午前7時45分～8時15分 所住道北小学校通学路(住道北商店街道路)

夕暮れ時自転車安全指導キャンペーン

時5月17日(金)午後4時(30分程度) 所ポップタウン住道オペラパーク 内早めのライト点灯などを呼び掛け、反射材の取り付けを行います 内自転車利用者

無料取り付けキャンペーン

●ひったくり防止カバー

時5月23日(木)午後4時～4時30分(雨天中止)
所野崎まいり公園 内先着100枚(自転車の人を優先。1人1枚)

●ナンバープレート盗難防止ネジ

時5月27日(月)午後2時～2時30分(雨天中止)
所山陽マルナカ大東寺川店 内国産乗用車(軽自動車は除く) 内先着30台
閩四條畷警察署生活安全課 ☎875・1234

ご存じですか？住宅に関する補助金

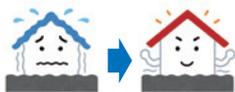
耐震診断・耐震改修補助

大規模地震による建築物の倒壊などの被害の軽減を図るため、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物の耐震診断および耐震改修等費用の一部を補助します。

○補助額(例:木造住宅の場合)

耐震診断:4万5千円/戸

耐震改修など:100万円/戸



空家のリフォーム補助

築20年以上で耐震性を有し、1年以上居住・使用されていない戸建・長屋住宅をリフォームする場合、リフォーム工事費の半額、上限20万円(長屋の場合は20万円/住戸、かつ50万円/棟)を補助します。なお、施工業者は市内に所在地がある業者から選定してください。



三世代家族推進補助金

人口流入・定住促進をめざし、三世代の同居・隣居・近居に対して最大50万円を補助します。

また、市内に居住する子ども世帯の元へ、市外に住んでいた親世帯が転入する場合も補助対象とし、支援を拡充しています。



隣接地等取得補助

流通しにくい狭小空家・空地を減らすため、居住している土地に2m以上境界を共有する50㎡以下の狭小地を取得した場合、その取得費用などの一部に対して最大50万円を補助します。



補助金にはさまざまな条件があります。詳しくはお問い合わせください。

住住宅都市政策課 ☎ 870・0483

市民レポーター決まる！



小野由香里さん

子育て中にいろいろな場所に出掛けた経験を生かして、楽しさの伝わるレポートをめざします。よろしくお願いします。



河村共之さん

大東の人・街・自然・歴史・文化…。躍動する生の姿を、生き生きと元気にお伝えしていきます。



黒崎徳生さん

市民の皆さんの喜びや活躍を、写真を通して力いっぱい伝えていきたいと思ひます。



澁谷成彦さん

大東の魅力や、どんどん発掘していきたいと思ひます！まだまだ若輩ですが、よろしくお願いします！



竹重稔也さん

今年も写真を通して広報「だいとう」を楽しんで見ていただけるように頑張ります。



辻本虎雄さん

体力の続く限り、隅から隅まで歩きます。



中村寿人さん

大東市の催しなどを、行政の目線ではなく市民の目線でレポートできればと思っています。



平瀬耕さん

大阪産業大学を卒業後、大東市で住民や行政とまちづくりを進める活動をしています。大東歴5年の新米ですが、市の魅力をたくさん伝えます！



森川安生さん

レポートした内容がうまく伝わるよう頑張らせてもらいます。また、取材してほしい活動はどうぞお気軽にお声掛けください。



守田有希さん

大東市の魅力について、市民目線でたくさん発信していければと思います。よろしくお願いします。

戦略企画室広報広聴グループ ☎ 870・0403

各種無料相談



市役所(代表) ☎072・872・2181

年末年始、祝日などで変更になる場合があります。

※携帯電話から本誌の市外局番のない番号にかけるときは、最初に「072」をつけてください

相談種別	と き	ところ(担当課)
市民相談	市役所開庁日午前9時～午後5時30分	市役所市民相談室 (戦略企画室広報広聴グループ) ☎870・0403
行政相談	第2・3・4火曜日午後1時～3時 (第3火曜日はアクロス)	
登記相談(予約制)	第3火曜日午後1時～3時	
法律相談 (予約制)	水・木曜日 午後1時～4時 ※年6回土・日曜日に実施	アクロス (戦略企画室広報広聴グループ) ☎870・0403
	金曜日 午後5時30分～8時30分	
不動産に関する相談 (予約制)	第1・3月曜日 午後1時～4時	市役所市民相談室 (住宅都市政策課) ☎870・0483
女性の悩み なんでも相談 (予約制)	第1月・金曜日午前10時～ 正午・午後1時～3時 第3水曜日午後4時～8時 第4土曜日午後1時～5時 ※5・11月は一部日程変更あり	アクロス ☎869・6505
生活支援相談 就労支援相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	くらしサポート大東 (福祉政策課) ☎870・9664
人権なんでも相談	第2・4金曜日 午後1時～3時	市役所人権教育啓発センター (人権室) ☎870・0441
	第4土曜日 午後1時～3時	ポップタウン 住道オペラパーク3階 (人権室) ☎870・0441
人権相談 人生相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (火・金曜日は午後8時30分まで)	北条人権文化センター (特非)ほうじょう ☎876・2560
総合相談 (総合・人権)	月～金曜日 午前9時～午後6時 第1・3土曜日 午前10時～午後6時	野崎人権文化センター (特非)大東野崎人権協会 ☎879・8810
就職困難者 向け相談 ※就職のあっせんは できません	月～金曜日 午前10時～正午・ 午後1時～6時	ワークサポート大東 (地域就労支援センター) ☎870・5370(予約制)
	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (火・金曜日は午後8時30分まで)	北条人権文化センター (北条地域就労支援センター) ☎877・5050(予約不要)
	月～金曜日 午前9時～午後6時 第1・3土曜日 午前10時～午後6時	野崎人権文化センター (野崎地域就労支援センター) ☎879・1818(予約不要)
中小企業融資相談 労働相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所東別館2階 (産業振興課) ☎870・4013
ビジネスに関する相談 創業相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	大東ビジネス創造センター (D-Biz) ☎870・9061
障害者総合相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市基幹相談支援センター (大東市障害者生活支援センター内) ☎806・1332 FAX 806・1333
精神障害者相談	月～金曜日 午前9時15分～午後5時30分	あーす ☎874・9900 FAX 803・6201
身体障害者相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分	大東市障害者生活支援センター ☎806・1331 FAX 806・1333
知的障害者相談	月～金曜日 午前9時～午後6時	あおぞら ☎875・3969 FAX 800・6051
障害児相談	月～金曜日 午前10時～午後6時	ぽぽろ大東 ☎800・6685 FAX 871・0182
身体障害者(児)相談 知的障害者(児)相談 精神障害者相談 「心の相談」	第1土曜日 午前10時～正午 (1・5月を除く)	総合福祉センター ☎872・2222 FAX 874・1828

相談種別	と き	ところ(担当課)
自殺防止 電話相談	月～金曜日 午前9時30分～午後5時	こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570・064・556
	24時間 365日	関西のちの電話 ☎06・6309・1121
救急医療相談	24時間 365日	救急安心センターおおさか #7119、☎06・6582・7119
消費生活相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時	市役所東別館1階 (消費生活センター) ☎870・0492
ひとり親家庭相談 (予約制)	市役所開庁日(金曜日を除く) 午前9時～午後5時30分	市役所(子ども室)
ひとり親家庭等 就労相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	☎870・9655
家庭児童相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	すこやかセンター (子ども室内家庭児童相談室) ☎875・8101
子育て相談	保育所開所日(平日) 午前10時～午後4時	南郷保育所 ☎872・7327 北条保育所 ☎876・5237 野崎保育所 ☎876・5630
	センター開所日(月～土曜日) 午前9時～午後5時	四条子育て支援センター ☎876・7510
青少年活動相談	センター開所日(月～土曜日) 午前9時～午後5時 (電話は午後8時まで)	キッズプラザ ☎874・8800 南郷子育て支援センター ☎872・0013
	火・木・土曜日 (第2木曜日を除く) 午後7時～9時	青少年ルーム ☎872・1337
教育相談	月～土曜日午前9時～ 午後5時30分(予約制)	北条青少年教育センター ☎876・0002
進路選択等教育 支援相談	市役所開庁日 月・水・金曜日 午前10時～午後2時	キッズプラザ2階 教育相談室 ☎874・8785
	月～土曜日 午前9時～午後6時 第1・3土曜日 午前10時～午後6時 (月・金曜日は午後8時まで)	野崎人権文化センター (特非)大東野崎人権協会 ☎879・8810
納税相談	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (火・金曜日は午後8時30分まで)	北条人権文化センター (特非)ほうじょう ☎876・2560
税務相談 (予約制)	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(納税課) ☎870・0421 市役所(保険収納課) ☎870・9619
介護保険に 関する相談	第1金曜日 午後1時～4時(3月を除く)	市役所(近畿税理士会・堤之) ☎872・4658
高齢者の介護、認知症、 健康など生活 全般の相談	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	市役所(高齢介護室) ☎870・9628
60歳以上 なんでも相談 「井戸端会議」	月～土曜日 午前9時～午後5時30分	市役所(高齢介護室) ☎870・9065 地域包括支援センター ☎800・5374
リハビリ相談 栄養相談(予約制) 健康相談(予約制)	第4月曜日 午後1時～3時 (祝日の場合は前後いずれ かの月曜日)	諸福老人福祉センター ☎871・2771
	市役所開庁日 午前9時～午後5時30分	すこやかセンター (地域保健課) ☎874・9500

201905